

令和 3 年

五所川原市教育委員会

第 7 回 臨 時 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 議案第32号 | 五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について | P | 1 |
| 2 | 議案第33号 | 五所川原市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について | P | 4 |

議案第 3 2 号

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 2 3 日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

「五所川原市職員のサービスの宣誓に関する条例」の一部改正に伴うサービスの宣誓の実施方法の変更により、対面での宣誓を不要とするため、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第26条中「、校長にあっては教育長の、その他の職員にあっては校長の面前において」を削り、「宣誓してから、その職務を行うものとする」を「宣誓してからでなければ、その職務を行ってはならない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第9号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(サービスの宣誓) 第26条 新たに職員となった者は、五所川原市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年五所川原市条例第32号）の定めるところにより宣誓してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>	<p>(サービスの宣誓) 第26条 新たに職員となった者は、<u>校長にあつては教育長の、その他の職員にあつては校長の面前において</u>、五所川原市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年五所川原市条例第32号）の定めるところにより宣誓してから、その職務を行うものとする。</p>

議案第 33 号

五所川原市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の
制定について

五所川原市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を次の
とおり定める。

令和 3 年 6 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

五所川原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 3 年五所川原市条例
第 17 号）が制定されたことに伴い、五所川原市教育委員会が所管する行政手続等でも、
情報通信技術を活用して、利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、当該規
則を制定するものである。

五所川原市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則
(案)

教育委員会若しくはこれに置かれる機関又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（教育委員会が指定するものに限る。）が所管する手続等を、五所川原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年五所川原市条例第17号）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、五所川原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年五所川原市規則第10号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。